

訪問看護ステーション 千

重要事項説明書

当事業所は介護保険事業の名古屋市指定を受けています。

訪問看護：事業所番号：2360390823号

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 訪問看護の内容	3
5. サービスの提供方法	3
6. 利用料金	3
7. 身元引受人	6
8. 連帯保証人	6
9. 個人情報の保護	6
10. 事故発生時及び緊急時の対応	7
11. 非常災害対策	7
12. サービス利用に当たっての留意事項	7
13. 虐待防止に関する事項	7
14. 身体拘束について	7
15. ハラスメントに関する事項	7
16. 感染対策・業務継続に向けた取り組み	8
17. 記録の整備	8
18. 相談、苦情について	8
19. 協力医療機関	9

2026年2月13日改訂

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人かくれんぼ
- (2) 法人所在地 名古屋市北区金城町四丁目56番地
- (3) 連絡先 TEL: 052-918-7410 FAX: 052-918-7411
- (4) 代表者氏名 理事長 水野 千恵子
- (5) 設立年月日 2002年8月20日
- (6) 法人理念 「等 生」
高齢者も障がい者も子供も健常者も
すべての人が同じ人として均等に
あたりまえの生活ができるような社会の
実現を目指します

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類
訪問看護 2025年9月1日指定 (第 2360390823 号)
- (2) 事業の目的
訪問看護及び介護予防訪問看護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (以下「従業者」という。) が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
- (3) 運営の方針
 - 1 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業所の名称 訪問看護ステーション 千
- (5) 事業所の所在地 名古屋市北区成願寺一丁目10番6号
- (6) 連絡先 TEL: 052-508-8981 FAX: 052-508-8982
- (7) 代表者・管理者 代表者 水野 千恵子 管理者 小林 松美
- (8) 開設年月日 2025年9月1日
- (9) 通常の事業の実施地域
名古屋市内

(10) 営業日及び営業時間等

営業日 年中無休

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

※変更や利用の中止に関する連絡は、終日受付します。

(11) 事業種類

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. かくれんぼ福祉センター | (法人本部) |
| 2. 西区北部いきいき支援センター | (名古屋市指定管理) |
| 3. 軽費老人ホームきよすみ荘 | (名古屋市指定管理) |
| 4. 上飯田福祉会館 | (名古屋市指定管理) |
| 5. 小規模多機能かくれんぼ | (小規模多機能型居宅介護) |
| 6. 小規模多機能かくれんぼサテライト | (小規模多機能型居宅介護) |
| 7. グループホームかくれんぼ | (認知症対応型共同生活介護) |
| 8. 小規模多機能 恵 | (小規模多機能型居宅介護) |
| 9. 小規模多機能 恵 サテライト | (小規模多機能型居宅介護) |
| 10. 小規模多機能かくれんぼ鶴舞 | (小規模多機能型居宅介護) |
| 11. 看護小規模多機能かくれんぼ 千 | (看護小規模多機能型居宅介護) |
| 12. 訪問看護ステーション 千 | (訪問看護) |
| 13. 福祉人材育成講座 | (初任者研修・実務者研修) |
| 14. NPO活動 | |

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、「サービス」という。）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員	職務内容	人員数
管理者	従業員の管理及び事業の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	常勤1名
看護職員 又は准看護師	事業所内及び居宅において利用者の健康状態を把握し、主治医からの指示・報告等の連携を図り、医療処置・療養に必要な看護を行います。	常勤2.5名以上 (うち1人は 管理者と兼務)

4. 訪問看護の内容

訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は、次の通りとする。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 体調・病状・障害の観察 | (6) 終末期の看護 |
| (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症患者の看護 |
| (3) 食事および排泄等日常生活の世話 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (4) 褥瘡の予防・処置 | (9) カテーテル等の管理 |
| (5) 在宅リハビリテーション | (10) その他医師の指示による医療 |

5. サービスの提供方法

- ・医師が交付した訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画書及び介護予防看護訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供します。
- ・居宅介護支援事業所等の居宅サービス計画に基づいて、訪問看護を提供します。
- ・サービスの提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

6. 利用料金

- (1) 介護保険ご利用の場合

ご利用者様のご負担は介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

訪問看護利用料金表（介護保険）

< 保険単位と基本利用料 > 1単位 = 11.05円

介 護 保 険		単位	料金	ご利用者様負担金額			
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
基本項目	訪問看護Ⅰ 1 (20分未満)	314 単位	3,469 円	347 円	694 円	1,041 円	
	訪問看護Ⅰ 2 (30分未満)	471 単位	5,204 円	521 円	1,041 円	1,562 円	
	訪問看護Ⅰ 3 (30分以上 60分未満)	823 単位	9,094 円	910 円	1,819 円	2,729 円	
	訪問看護Ⅰ 4 (60分以上 90分未満)	1128 単位	12,464 円	1,247 円	2,493 円	3,740 円	
加算項目	緊急時対応加算 (月1回)	600 単位	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円	
	特別管理加算 (月1回)	Ⅰ	500 単位	5,525 円	553 円	1,105 円	1,658 円
		Ⅱ	250 単位	2,762 円	277 円	553 円	829 円
	初回加算Ⅰ ※1	350 単位	3,867 円	387 円	774 円	1,161 円	
	初回加算Ⅱ (Ⅰ以外)	300 単位	3,315 円	332 円	663 円	995 円	
	複数名訪問加算Ⅰ (30分未満)		254 単位	2,806 円	281 円	562 円	842 円
		(30分以上)	402 単位	4,442 円	445 円	889 円	1,333 円
	複数名訪問加算Ⅱ (30分未満)		201 単位	2,221 円	223 円	445 円	667 円
		(30分以上)	317 単位	3,502 円	351 円	701 円	1,051 円
	長時間訪問加算	300 単位	3,315 円	332 円	663 円	995 円	
	退院時共同指導加算	600 単位	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円	
	早朝 (6-8時) 加算 夜間 (18-22時) 加算	単位数の25%を加算					
	深夜 (22-6時) 加算	単位数の50%を加算					
	ターミナル加算	2500 単位	27,625 円	2,763 円	5,525 円	8,288 円	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 1回につき	6 単位	66 円	7 円	14 円	20 円	
	(Ⅱ) 1回につき	3 単位	33 円	4 円	7 円	10 円	

※1 初回加算Ⅰは退院日に訪問看護を行った場合に適応となります。

(2) 医療保険ご利用の場合

訪問看護利用料金表 (医療保険)

医療保険			料金	ご利用者負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本項目	訪問看護療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目までの訪問	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週4日目以降の訪問	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	管理療養費Ⅰ	月の初日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
		2日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
加算項目	24時間対応体制加算 (月1回)		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	緊急時訪問看護加算	月14日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月15日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	特別管理加算 (月1回)	Ⅰ	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		Ⅱ	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	夜間 (18-22時) 早朝 (6-8時)	訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円
	深夜 (22時-翌6時) 訪問看護加算		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	複数名訪問看護加算	看護師+看護師等	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		看護師+准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		看護師+その他職員	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	長時間訪問看護加算 (90分以上/週1回)		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	退院支援指導加算 (90分未満)		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	(合計90分以上)		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	情報提供療養費		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護医療DX情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円	
訪問看護ベースアップ評価料		780 円	78 円	156 円	234 円	
ターミナルケア療養費		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	

※各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金及び費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求書を発行し、20日に、①の方法で引き落としされます。

① ゆうちょ銀行指定口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の利用7日前までに事業者申し出ることにします。

ただし、やむを得ない理由が生じた場合は、この限りではありません。

7. 身元引受人

事業者は、契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

身元引受人は、次に掲げる各号の責任を負います。

- (1) 契約者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。
- (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- (3) 契約者が死亡した場合の必要な処置。
- (4) 契約終了後、当施設に残された所持品(残置物)の引取。

8. 連帯保証人

- (1) 事業者は、契約者に対し、連帯保証人を求めることがあります。ただし、契約者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- (2) 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- (3) 連帯保証人が保証する極度額(上限額)は30万円とします。

9. 個人情報の保護

- (1) 個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び法人の定めた個人情報取扱規則を遵守します。
- (2) 職員は、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期すとともに、正当な理由がなくその業務に関して知り得た個人情報を漏らしません。
- (3) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

当事業所において利用者およびその家族の個人情報の利用目的は次の通りです。

- ・ 当事業所が利用者等に提供するサービス
- ・ 業務の維持・改善のための資料
- ・ 学生等の実習への協力
- ・ 介護保険業務
- ・ 業務上必要な行政への対応
- ・ ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ・ 当事業所からのご案内
- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ・ 医療・介護関係事業者等との連携業務

以上の利用目的以外で利用者の情報を利用する場合は、利用者に対し個別に理由を説明し、同意を得た上で行います。

10. 事故発生時及び緊急時の対応

- (1) サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、名古屋市等に連絡するとともに必要な措置を講じ、発生状況等の記録を行います。
- (3) 事故が生じた際にはその原因を解明し再発防止に努めます。

11. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練の実施に当たって、地域の協力機関等と連携を図り地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

また、地震、風水害、火災等の非常災害が発生した場合、利用者、家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. サービス利用に当たっての留意事項

ペット危険物、公序良俗に反するもの、その他管理者が共同生活に支障があるとして指定するものは、施設内にもちこまない。

- (1) 整備、器具は本来の用法及び用途に従って利用すること。
- (2) 設備・器具を損壊又は毀損した場合は原状回復又は損害賠償の責を負うこと。
- (3) 当事業所職員に対しての宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと。
- (4) 事業所敷地内は禁煙とする。
- (5) サービス利用時に、口論、泥酔等行為は行わないこと。
- (6) 他者に対する暴力または乱暴な言動、セクシャル・ハラスメント等のハラスメント行為は行わないこと。
- (7) 正当な理由がなく、知り得た個人情報を漏らしてはならない。

13. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の養護・虐待の防止のため、担当者を定めて次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) 虐待防止の為の指針整備。
- (4) 虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置と従業者への周知。
事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、書面にて同意を頂くとともに身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. ハラスメントに関する事項

適切なサービスの提供を確保する観点から、訪問先において従業者に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害をおよぼす行為。(回避して危害を免れた場合も含む)(パワー・ハラスメント、他)
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為。(パワー・ハラスメント、他)
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、行為的態度の要求等、性的ないやがらせ。(セクシャル・ハラスメント)
- (4) カスタマー・ハラスメントについて
 - ① 職員に対する身体的暴力。(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ② 職員に対する精神的暴力。(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)
 - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント。(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
 - ④ 契約書第5条、および第6条に定める内容以外のサービス要求。

16. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な居宅介護支援を継続的に提供できる体制を構築する為に次の措置を講じます。

- (1) 感染症対策・業務継続に関する委員会の開催。
- (2) 感染対策・業務継続に関する指針の整備。
- (3) 定期的な研修及び訓練の実施。

17. 記録の整備

利用者に対するサービスの提供に関する書記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

18. 相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した訪問中のサービスに係る利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、課題解決をする。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者及び家族へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 相談、苦情窓口

① 特定非営利活動法人かくれんぼ

本部 電話 052-918-7410
訪問看護ステーション 千
管理者 小林 松美 電話 052-508-8981
利用時間： 年中無休 午前8時30分～午後5時30分

- ② 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課： 電話 052-959-3087
- ③ 国民健康保険団体連合会介護保険課苦情調査係： 電話 052-971-4165
- ④ 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課分室： 電話 052-238-0567
- ⑤ 愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会： 電話 052-212-5515

19. 協力医療機関

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、ご家族等の緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関	医療機関の名称	青木医院
	院長名	青木 正紀
	電話番号	052-981-2685
	診療科	内科、訪問診療
	入院設備	無
	救急指定の有無	無
	契約の概要	医療上の適切な処置及び緊急の医療処置を行う。

協力医療機関	医療機関の名称	なごや訪問クリニック
	院長名	野田 昌宏
	電話番号	052-930-5250
	診療科	整形外科、ペインクリニック、内科、訪問診療
	入院設備	無
	救急指定の有無	無
	契約の概要	医療上の適切な処置及び緊急の医療処置を行う。

協力医療機関	医療機関の名称	名古屋あおぞら歯科
	院長名	栗田 勇岐
	電話番号	052-522-7355
	診療科	歯科、訪問診療
	入院設備	無
	救急指定の有無	無
	契約の概要	医療上の適切な処置及び緊急の医療処置を行う。

説明同意署名

私は、本書面に基づいて職員（氏名 _____）から上記重要な事項の説明を受けたことを確認します。

また、居宅介護支援事業所等必要な機関に情報を提供する場合には、これに同意します。

年 月 日

利用者 住所 〒 _____

氏名 _____ ⑩ 電話 _____

利用者の家族 住所 〒 _____

氏名 _____ ⑩ 電話 _____

続柄 _____

身元引受人 住所 〒 _____

氏名 _____ ⑩ 電話 _____

連帯保証人 住所 〒 _____

氏名 _____ ⑩ 電話 _____

法人名： _____ 特定非営利活動法人かくれんぼ

代表者名： _____ 水野 千恵子 ⑩

事業所名： _____ 訪問看護ステーション 千

管理者名： _____ ⑩